

「徳島県医師確保計画」（案）について

1 計画の概要

- 医療法第30条の4の規定に基づき、策定する計画
- 国が示した医師偏在指標に基づき、医師少数区域・医師多数区域が設定されたことを踏まえて、県における医師確保施策と、県内の各医療圏における医師確保施策について定める。
- 産科・小児科については、政策医療の観点からも必要性が高いことから、個別に医師偏在指標に基づき、相対的医師少数区域が設定されており、これを踏まえて産科・小児科医師の確保の方針や施策を定める。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

3 主な記載事項

- (1) 医師偏在指標に基づく医師少数区域・医師多数区域の確認と医師少数スポットの設定

	医師偏在指標	区域区分	医師少数スポット
徳島県	272.2	医師多数県（8位）	—
東部	318.5	医師多数区域	—
南部	206.5	医師多数区域	勝浦町，上勝町，那賀町，美波町，牟岐町，海陽町，阿南市伊島町
西部	141.8	医師少数区域	—

- (2) 医師確保のための施策
 (3) 地域枠・地元出身枠の設定
 (4) 産科・小児科における医師確保計画

	産科医師偏在指標	小児科医師偏在指標
徳島県	15.8	126.5
東部	17.6	128.7
南部	10.1	128.5
西部	13.3	99.1

※本県には
相対的医師少数区域はない

4 11月議会報告（素案）からの主な変更点

- (1) 医師偏在指標の確定版が通知されたことから、数値を修正
 (2) 平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計の結果を受け、数値を修正

5 スケジュール

令和2年2月 医療審議会答申
 2月 最終案議会報告
 3月 策定